

防衛医科大学校と日本赤十字社血液事業本部との連携に関する協定書

防衛医科大学校（以下「甲」という。）と日本赤十字社血液事業本部（以下「乙」という。）は、甲及び乙間の連携・協力の推進を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が輸血学・血液学に関する研究の各分野において連携して、甲及び乙における研究を進展させることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 輸血学・血液学に関する共同研究
- (2) 技術協力の推進
- (3) 検体試料、試薬、情報等の相互供与
- (4) その他甲及び乙が必要と認めること

2 甲及び乙は、前項各号に規定する事項を効果的に実施し促進するための具体的な取組内容、実施方法その他の条件等について、別途協議を行うワーキンググループを設置することができる。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は締結日から2年間とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の情報のうち、公にすることにより相手方の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（細則）

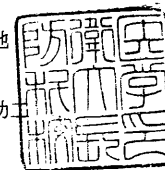
第5条 本協定に定めるほか、連携・協力の細目、その他連携・協力に関する事項については、相互で協議し、別に定めるものとする。

2 本協定に関し、疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

本協定締結の証とするため本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ押印の上各自1通を保管する。

令和6年12月10日

埼玉県所沢市並木3丁目2番地
防衛医科大学校
学 校 長 福 島 功 二



東京都港区芝大門1丁目1番3号
日本赤十字社
血液事業本部長 紀野 修

